

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

埼玉県行田県土整備事務所長 根 岸 幸 司

一 道路の種類 県道

二 路線名 北中曽根北大桑線

三 道路の区域

新 C	旧 C	新 B 旧 B	新 A	旧 A	旧 新 別
同市水深字上原一三八二番一地先まで	加須市水深字上原一三八二番二一地从 から	加須市大室字大宮八二番八地先から 加須市花崎一丁目二五番七地先まで	加須市水深字上原一三七九番一地从 から 同市花崎一丁目二五番六地先まで	加須市大室字大宮八二番一地从先 から 同市花崎一丁目二五番六地先まで	旧 新 別
一一・一一〇 一六・三八	一一・五〇〇 二二・〇〇〇	一一・〇〇〇 三四・二〇〇	八・四四〇 二二・七〇〇	五・〇〇〇 一九・二〇〇	敷地の幅員 (メートル)
五八・八〇	一三四八・八七	一三六一・五三	二四七七・〇〇	延 長 (メートル)	備 考
平成二十二年三月十九日付け 行田県土整備事務所長告示第 一号で予定された引継ぎ処理で あり、旧Aの一部は県道北中曾 根北大桑線として存置し、残区 間を加須市道として引継ぐ。					